

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （ 06-6208-9991 ）
処分課（担当）名	健康局健康推進部生活衛生課、大阪市保健所
処分の名称	食品表示基準を遵守すべき旨の命令
概要	食品表示法第6条第1項、第3項に係る指示に従わなかった場合に、その指示に係る措置をとるように命じることができます。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示法第6条第5項 ・食品表示基準 <p>(https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_cms101_200716_18.pdf)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示法第6条第1項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第12条第1項の規定に基づく申出の手續を定める命令 ・食品表示法第6条第3項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令 ・食品表示法に基づく行政処分等事務取扱要領（健康局健康推進部生活衛生課、大阪市保健所食品衛生監視課、大阪市保健所生活衛生監視事務所窓口に設置）
処分基準	食品表示基準に定められた表示がされていない食品の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に定められた事項を遵守しない食品関連事業者があるときに、食品表示法第6条第1項及び第3項に基づき指示したにもかかわらず、正当な理由なしにその指示に係る措置をとらなかったときは、当該食品関連事業者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができます。
ホームページ	
備考	